

議第142号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例  
京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。  
第 2 条の 2 中「同月 4 日」を「同月 3 日」に、「12月28日」を「12月29  
日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

伏見桃山城運動公園の休園日を変更する必要があるので提案する。